

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



信用保証協会

クイックガイド

令和8年度版

資金調達、創業、事業承継…
経営に関するお悩みは
保証協会におまかせロボ!



地域とともに、未来を紡ぐサポーター
富山県信用保証協会

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

私たち信用保証協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまの資金調達をはじめとする経営課題をサポートすることを目的とした機関です。この冊子では、当協会のサービスや信用保証制度などをご紹介します。

●保証協会について	P2
●保証をご利用ただける方	P3
●信用保証料について	P5
●ご利用のメリット	P6
●経営支援サービスについて	P7
●保証制度のご案内	
金利・保証料の負担を抑えたい	P10
創業したい方、創業間もない方	P11
さらなる事業発展をめざしたい	P12
突発的な資金不足に備えたい	P13
経営上の課題を解決したい	P13
設備投資を考えている	P14
複数の借入を取りまとめたい	P15
事業承継を考えている	P16
モニタリング強化型特別保証制度	P17
●保証申込時に必要な書類について	P18



富山県信用保証協会オリジナルキャラクター

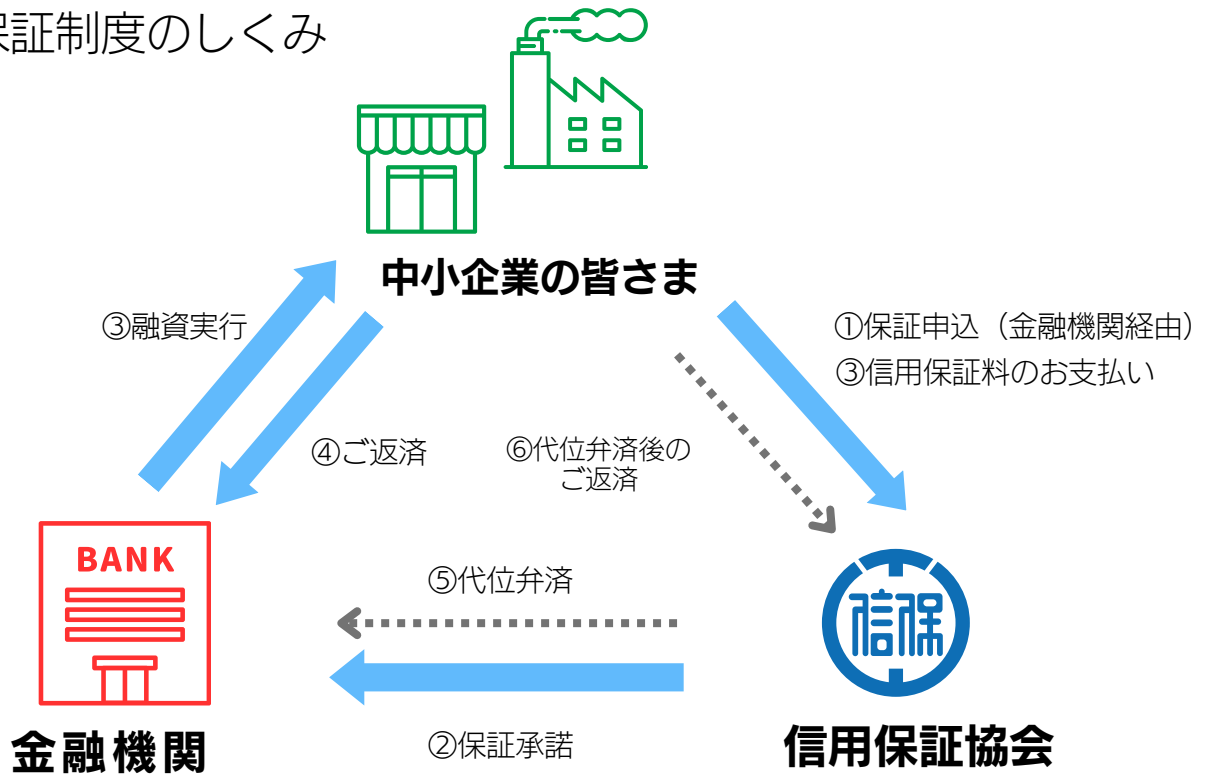
トミマル

富山の中小企業をサポートすることを目的に開発された、とっても”まめ”（富山弁で「元気」「達者な」の意味）なお手伝いロボット。
経営や起業に関するお悩みには、頭の「立山レーダー」がピピっと反応！胸に宿した「マス寿しハート」でぎゅっとあたたかく包み、皆さまをサポートします。

信用保証協会について

信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的な機関です。中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から事業資金を調達する際、その**保証人**となることで、借入をスムーズにします。また、様々な**経営支援**にも取り組み、企業の発展をサポートしています。

■ 信用保証制度のしくみ



① 保証申込

金融機関の窓口を経由してお申し込みください。

② 保証承諾

信用保証協会は、事業内容や経営計画などを踏まえ、保証の諾否を決定します。

③ 融資実行 信用保証料のお支払い

金融機関は信用保証書に基づき、融資を実行します。お客さまには、信用保証料をお支払いいただきます。

④ ご返済

借入契約に基づき金融機関にご返済いただきます。

⑤ 代位弁済

⋮ お客様が万一、何らかの事情によって借入金の返済ができなくなった場合は、信用保証協会がお客さまに代わって借入金の返済をいたします。

⑥ 代位弁済後の ご返済

⋮ お客さまは信用保証協会と協議のうえ、信用保証協会にご返済いただきます。

保証をご利用いただける方

✓ 企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれか一方が下表に該当していることが必要です。NPO法人の場合は、「常時使用する従業員数」が該当すれば対象となりますが、一部ご利用いただけない保証制度があります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下 (NPO法人300人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 (NPO法人100人以下)
医療法人等	—	300人以下

✓ 所在地・業歴

富山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、事業を営んでいる方は、ご利用いただけます。

※事業を営んでいない方でも、事業を開始する具体的な計画がある場合はご利用いただけます。

✓ 業種

商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。許認可等が必要な事業については、その許認可等を受け、適法に事業を行っていることが必要となります。

※農林・漁業、金融業（一部の金融業を除く）など、一部ご利用いただけない業種もあります。



✓ 資金使途

事業に必要な運転資金および設備資金に限ります。生活資金や住宅資金、営業外車両購入資金など、事業に直接使用されない資金にはご利用いただけません。

ご利用になれない方

- ①銀行取引停止処分を受けている方
- ②破産等法的手続中の方（事業再生保証等の対象となる方は除く）
- ③保証付融資・金融機関独自の融資について延滞等の債務不履行がある方
- ④信用保証協会が代位弁済を実施し、その債務が残っている方（求償権消滅保証等の対象となる方は除く）
- ⑤反社会的勢力またはその共生者
- ⑥当協会が保証することが不相当と認めた方

✓ 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

また、当協会は「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、次の要件や経営者との関係の分離状況を踏まえて、経営者保証を不要とする取扱いを実施しています。

経営者保証を不要とする取扱い

■ 金融機関連携型

申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全のないプロパー融資の残高があり、債務超過・赤字でないなどの要件を満たしている。

■ 財務要件型

「財務要件型無保証人保証制度」を利用する。

※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上の要件があります。

■ 担保充足型

企業または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

保証料の上乗せにより、経営者保証を不要とする取扱い

上記の3類型に該当しない場合でも、一定の要件を満たす法人が、保証料を上乗せすることで、経営者保証を不要とすることができます。

■ 事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

個別の保証制度ではなく、各保証制度（自治体の制度融資含む）と組み合わせて利用できます。

■ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）

上乗せとなる保証料について、国が一部を補助をする制度です。

そのほかにも中小企業・小規模事業者のみなさまのライフステージに応じて、経営者保証を不要とする保証制度をご用意しています。要件などの詳細は、当協会までお問合せください。

たとえば、創業法人が対象の[スタートアップ創出促進保証制度](#)、事業承継の場面にご利用いただける[事業承継特別保証制度](#)や[経営承継借換関連保証制度](#)などがございます。



信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証により融資を受けられた時、融資実行と同時に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。

料率は、お客さまの経営状況に応じた9段階の信用保証料率と借入金額・保証期間・返済方法を基に計算します。創業者など、貸借対照表等のない方については、区分5を適用します。

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
協会制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県・市町村制度	1.05	0.90		0.70		0.50		0.35	

※上記は基本的な料率です。ご利用される制度によって異なる場合があります。

※「事業者選択型経営者保証非提供制度」（横断的制度）を利用する場合は、各保証制度の適用保証料率に0.25%または0.45%上乘せとなります。

信用保証料は、次のように計算します

信用保証料 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間 × 分割返済別係数

(例) 貸付金額500万円、信用保証料率1.15%、保証期間60ヶ月（分割返済60回）
500万円 × 1.15% × (60/12) × 0.55（分割係数） = 158,125円

※分割係数は、保証期間や返済方法によって異なります。

信用保証料の計算には、当協会ホームページをご活用ください

富山県信用保証協会 信用保証料簡易シミュレーション



信用保証料を抑えるには？

▶ 低保証料率設定の保証制度を利用する

自治体の制度融資のほか、短期継続サポート融資保証（金融機関連携枠）（P12）、金融機関連携保証「かがやき」（P12）など、通常よりも低い保証料率でご利用いただける保証制度がございます。

▶ 保証料補助のある保証制度を利用する

一部の保証制度では、国や県、市町村などから保証料の補助を受けることができます。例えば、協調支援型特別保証（P12）の場合、保証料の1/4または1/3相当が国から補助されます。

▶ 保証料率の割引を受ける

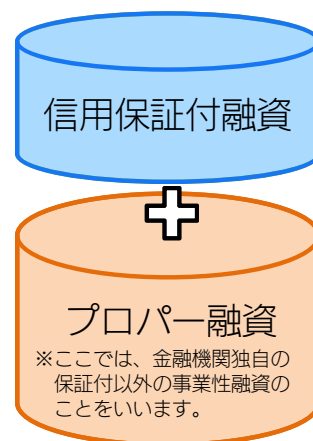
以下の条件を満たすことで、保証料率の割引が適用されます。

- ・会計参与設置会社 … 年0.10%割引
- ・物的担保をご提供 … 年0.10%割引

※県および各市制度融資保証等は対象となりません。

1 融資枠を拡げることができます

原則、中小企業・小規模事業の皆さまは、2億8,000万円（組合は4億8,000万円）までの保証をご利用いただけます。
お取引金融機関独自の融資と信用保証付融資を組み合わせることによって、お取引金融機関全体の融資枠を拡げることができます。



2 ニーズに応じた資金調達が可能になります

様々な資金使途に応じた保証のほか、一定枠の中で必要な時に資金調達できる根保証、経営安定のための10年以上の長期保証など、お客様のニーズに応じた様々な保証制度をご用意しております。

また、低金利である自治体制度もご利用いただけます。

P10より、主な保証制度を紹介しています。

3 これから事業を始める方も、スムーズな資金調達が可能になります

これから事業を始める方や始めて間もない方は、事業実績や金融機関との取引実績が無いことなどから、借入による資金調達がスムーズにいかない場合があります。

そのような方を対象に、信用保証協会では、創業者向け保証制度も取り扱っています。ご利用いただくことで、借入による資金調達がスムーズになります。

4 経営上の様々なお悩みをご相談いただけます

当協会では、中小企業・小規模事業の皆さまと一緒に、経営上のお悩みや課題を解決していくために、相談窓口を設置しております。

また、女性支援チーム「アイラール」では、女性経営者・創業者の方のご相談に、当協会の女性職員がお応えします。

ご相談に関する費用は一切いただきません！



経営支援サービスについて

信用保証業務のほかにも、お客さまの経営課題解決のための様々なサービスを提供しております。

専門家派遣

※とやま中小企業・小規模事業者サポート事業による制度です。

これから創業される方や、経営上のお悩みを抱えておられる方を対象に、経営に関わる各分野の専門家と連携し、経営アドバイスや事業計画策定を行う専門家派遣制度を行っています。

経営診断・経営改善計画の策定をはじめ、特定の経営課題に対する実行性の高いアクションプランの策定を、原則無料で支援します。

▶ 4つの支援メニュー

経営診断

- ビジネスモデルや財務分析を通して自社の経営状況や経営課題を把握したいなど

経営改善計画策定

- 経営診断を踏まえ、さらに深掘りした支援を受けたい。
- アクションプランや係数計画を策定したいなど

創業計画策定

- 創業計画の作り方が分からない
- 自分の思いや考えを数値化したいなど

課題解決

- 特定の経営課題（SNSの活用、ブランディングによる差別化、生産性の向上など）を解決したいなど

▶ ご利用の流れ

Step 1 事前ヒアリング

協会担当者が訪問し、事業内容や具体的な課題を確認の上、支援内容について説明いたします。

Step 2 派遣実施

創業計画策定

派遣回数：4回
専門家：中小企業診断士

経営診断

派遣回数：4回
専門家：中小企業診断士

課題解決

派遣回数：6回
専門家：課題解決専門家

経営改善計画策定

派遣回数：6回
専門家：中小企業診断士
要件：経営診断を受けられた方

Step 3 フォローアップ

協会担当者が訪問し、状況を確認いたします。希望されるお客さまは、最大4回のフォローアップのメニューもご利用いただけます。

課題解決の専門家には、こんな専門家があります

- 中小企業診断士
- 社会保険労務士
- 事業承継アドバイザー
- ブランドプロデューサー
- ITコーディネーター
- 税理士
- ショップコンサルタント
- 製造業コンサルタント
- フードスタイリスト など

▶ 支援事例

▶ 当協会のホームページでは、さまざまな支援事例を紹介しています。
(経営支援>事例紹介 または 創業支援>事例紹介)



売上は伸びているのに
利益が出ないのはなぜ？



工事業

明らかになった課題

- ・ 案件ごとの採算管理が未整備なため、利益が確保できていない

提案

- ・ 採算管理データベースを構築し、営業所案件も含めて社長が一元管理できるようにする

結果

- ・ 適切な工事単価が把握でき、具体的な値上げ交渉が可能に
- ・ 材料使用量を適正化し、利益率を改善
- ・ 専門家との対話を通じて自社の強みを再認識し、自信を回復

▶ ご利用にあたって

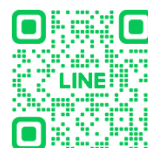
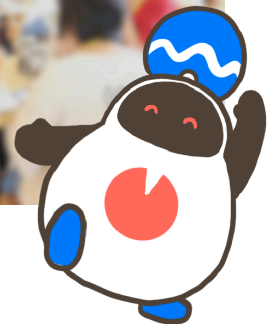
- 原則として、保証利用のある方（創業予定の場合は、保証利用予定の方）がご利用いただけます。
- 当事業に係る費用は、当協会が負担いたします（一部利用者負担が発生する場合があります）

セミナー・交流会

先輩創業者による体験談や、専門家によるお役立ち情報を聞くことができるセミナーのほか、創業者同士がつつながら、気軽に情報交換や人脈づくりができる交流会を開催しています。

当協会をまだご利用されていないお客様も参加いただけますので、お気軽にお申し込みください。

セミナー・イベントの開催予定は、当協会HPのほか、LINE公式アカウントでも発信しています。



▶ LINE公式アカウント
お友だち登録はこちら

経営支援サービスについて

相談窓口

経営支援の担当者が、創業や経営における様々な悩みにお応えします。相談料等は一切かかりませんので、お気軽に創業支援課または経営サポート課（TEL:076-403-5816）までご相談ください。

また、創業に関するノウハウをまとめたガイドブック「創業計画はじめての一步」もご用意しております。ぜひご利用ください。



「創業計画はじめての一步」とは？

創業時のご相談でもっとも多い「何から始めたらいいかわからない」といった声に応えるため、創業に必要な準備や基礎知識、創業計画の立て方、支援メニューなどをまとめました。

お求めは創業支援課へお問い合わせいただくか、当協会ホームページ（創業支援>ご利用の流れ）からもダウンロードできます。

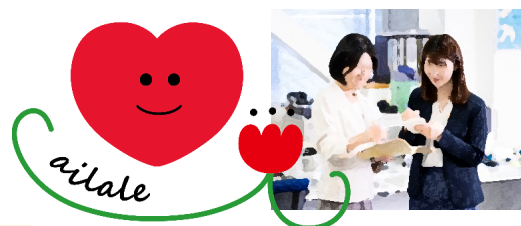
女性支援チーム「アイラーレ」

アイラーレは、当協会の女性職員で構成された女性経営者・创业者の支援チームです。経営全般や資金調達のお悩みに対し具体的な対策をともに考え、必要があれば専門家や金融機関におつなぎします。

「何から始めればいいのかわからない」「事業計画の作成をサポートしてほしい」といった、創業に関するご相談もお待ちしています。

女性がメインターゲットの業種に強い！

男性には言いにくい悩みも気軽に相談できる！



アイラーレの支援事例

売上をアップしたい！



パン屋



ショップコンサルタントと一緒に

SNSに投稿する写真・文章を改善
店舗レイアウトの見直し
売れ筋商品の分析



SNSのフォロワー数が増え
売上もアップ！

創業するため、事業計画を作りたい！



雑貨店



中小企業診断士と一緒に

事業計画の策定支援
コンセプトのブラッシュアップ
マーケティング分析



計画の完成度が大幅に向上！
ターゲットや店のコンセプトがより明確に

中小企業・小規模事業者のみなさまの多様なニーズに応えるため、さまざまな保証制度をご用意しております。

なかでも保証料率が低い自治体の制度融資や、月々の返済負担が無い短期継続サポート保証を多数ご利用いただいています。

ご紹介している制度の詳細や、その他の制度につきましても、お気軽にご相談ください。

▶ ホームページでも
保証制度を紹介しています



ご利用の多い保証制度

1 短期継続サポート融資保証 (P12)

2 県小口事業資金保証 (下記参照)

3 富山市運転資金保証 (下記参照)

金利・保証料の負担を抑えたい

県制度、市制度は県や市、金融機関、信用保証協会が連携して提供する保証制度です。一般的に貸付金利や信用保証料等についてお客様に有利なものとなっています。

※利用の条件や具体的な内容は自治体によって異なりますので、ご注意ください。

制度名		保証限度額	保証期間	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
県小口 事業資金保証	一般小口枠	2,000万円	運転 5年以内	2.10%以内	0.60%
	零細小口枠	2,000万円	設備 7年以内	2.05%以内	0.70%
富山市運転資金保証		2,000万円	5年以内	1.75% (内0.7%市補給)	0.35%~1.05% (特別小口保険0.60%)
高岡市経営安定資金保証		4,000万円 (小口事業資金 との合計)	5年以内	2.10%以内	0.35%~1.05% (全額市補給)
射水市中小企業振興資金保証		2,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内	2.10%以内	0.35%~1.05% (4/5市補給)
氷見市経営安定資金保証		1,000万円	5年以内	2.10%以内	0.35%~1.05% (全額市補給)

保証料の助成について

○県小口事業資金保証は、市や町により、保証料の助成がある場合があります。助成率・支給方法などは事業を営んでいる市、町の商工担当課にご確認ください(助成のない市、町もあります)。

保証制度のご案内

創業したい方、創業間もない方

創業をお考えの方や、創業して間もない方は、創業支援の保証制度をご活用ください。
当協会では創業専門担当者を置き、経営に関するご相談への対応や創業計画策定支援など、幅広く支援体制を整えています。

制度名	保証限度額	保証期間	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
創業関連保証	3,500万円	10年以内	金融機関所定	0.80%
県創業支援資金保証 (創業者枠)	3,500万円	運転 5年以内 設備 7年以内	1.55%以内	0.40% (創業関連保証を 利用 0.50%) スタートアップ創出促進保 証を利用0.70% スタートアップ創出促進保 証を利用かつ専門家派遣を 受ける場合0.60%
富山市創業者支援 資金保証	1,000万円	10年以内	1.80% (内1.50%市補給)	0.35%~1.05% (創業関連保証を 利用 0.80%)
高岡市創業者支援 資金保証	2,000万円 女性・若手起業者 支援資金との合計	運転 6年以内 設備 7年以内	1.80%以内	0.35%~1.05% (全額市補給)
高岡市女性・若手起業者 支援資金保証	700万円 創業者支援資金 との合計	運転 6年以内 設備 7年以内	1.60%以内	0.35%~1.05% (全額市補給)
魚津市独立開業資金保証	500万円	5年以内	2.05%以内	0.35%~1.05% (全額市補給)
スタートアップ 創出促進保証	3,500万円	10年以内	金融機関所定	1.00%
創業事業者カードローン 当座貸越根保証 (スタート300)	300万円	1年または2年 (更新可能)	金融機関所定	0.39~1.62%

どんな保証制度？

- 「スタートアップ創出促進保証」は、経営者が会社の連帯保証人となることなく融資を受けられることができる保証制度です。
- 「創業事業者カードローン当座貸越根保証」は、A T M等で簡単かつスピーディーに資金調達できるので、突発的な資金不足にも対応できます。

さらなる事業発展をめざしたい

短期継続型の保証や特定社債保証を使えば、長期・安定的に資金調達が可能となり、安心して事業に専念できます。また、金融機関連携型の保証制度は、保証率の引き下げや補助があるため、資金調達にかかるコストを抑えることができます。

制度名		保証限度額	保証期間	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
短期継続サポート 融資保証	一般枠	5,000万円 (1企業1口限り)	1年以内 (最大4回まで 継続可能)	金融機関所定	0.45%～1.90%
	金融機関連携枠	1億円	1年以内 (最大9回まで 継続可能)	金融機関所定	0.35%～1.45% (一定の要件を満たす 場合、さらに0.10% 引き下げ)
税理士連携短期継続保証		5,000万円 (1企業1口限り)	1年以内 (最大4回まで 継続可能)	金融機関所定	0.45%～1.90%
金融機関提携保証「かがやき」		3,000万円 同時にプロパー融資を 実行する場合は 1億円	10年以内	金融機関所定	0.35%～1.45% (通常の保証料率より 0.1%引き下げ)
協調支援型特別保証		2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	0.45%～1.90% (申込日や資格要件 に応じて 1/4～1/3相当の国補 助)
SDG s 型特定社債保証		4億5,000万円	2年以上 7年以内	発行体所定	0.25%～1.70%

どんな保証制度？

- 短期継続保証は取扱要件が満たされていれば、**最長10年間**、**分割弁済なし**でご利用いただけます。
- 「短期継続サポート融資保証（金融機関連携枠）」は金融機関の推薦書、「税理士連携短期継続保証」は税理士等の推薦書が必要です。
- 金融機関提携保証「かがやき」は、当協会と覚書を締結した金融機関との提携保証です。保証に必要な審査の日数を短縮するとともに、通常の保証制度より保証料率を0.1%割引します。
- 協調支援型特別保証は、金融機関のプロパー融資と組み合わせることで、多岐にわたる経営改善の解決をサポートします。申込日や資格要件によって、保証料の1/4～1/3相当を国から補助されます。
- SDG s 型特定社債保証はSDG s に前向きに取り組む中小企業のみなさまを対象に、通常の特定社債保証より保証料率を0.2%割引します。

保証制度のご案内

突発的な資金不足に備えたい

突然の資金需要には、事業者カードローンや当座貸越根保証が便利です。小規模事業者カードローンは白色申告の方もご利用いただけます。

制度名	保証限度額	保証期間	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (アシスト500)	500万円	1年または2年 (更新可能)	金融機関所定	0.39%~1.62%
事業者カードローン 当座貸越根保証	2,000万円			
当座貸越根保証	2億8,000万円			

カードローン、当座貸越根保証とは？

○あらかじめ利用可能額となる借入枠を設定すれば、その範囲内で必要な時に必要な額を繰り返し、資金調達できる制度です。

○ご利用いただくには、業歴・金融機関との与信取引・財務等に関する要件があります。

経営上の課題を解決したい

経営支援型の保証制度は、認定経営革新等支援機関等の支援を受けて、経営改善に取り組む方を応援する制度です。

保証申込の際には、経営改善計画書等が必要です。当協会の専門家派遣制度による経営診断・改善計画等の策定支援（P7）も行っていますので、お気軽にご相談ください。

制度名	保証限度額	保証期間	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
条件変更改善型 借換保証	2億8,000万円	15年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%
事業再生計画実施 関連保証	2億8,000万円 (別枠)	15年以内	金融機関所定	責任共有 0.80% 責任共有対象外 1.00% (特別小口保険0.80%) ※国補助により事業者負担 一律0.40%

設備投資を考えている

設備投資を支援する県制度、市制度を利用すれば、低率の保証料で長期のお借入れが可能です。制度によっては利息や保証料の補助があるため、さらに低コストで調達できます。

制度名	保証限度額	保証期間 (設備資金の場合)	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
県設備投資促進資金保証	5,000万円 設備投資に伴い、 建物（土地）を取得する 場合は1億円	10年以内 設備投資に伴い、 建物（土地）を 取得する場合は 15年以内	1.95%以内	0.35%～1.05%
富山市設備投資支援 資金保証	1億円	10年以内	2.00% (内1.50%市補給)	0.35%～1.05% (特別小口保険0.60%)
高岡市設備投資支援 資金保証	5,000万円 土地・建物を取得する 場合は1億円	10年以内	2.10%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)
射水市設備投資促進 資金保証	3,000万円	10年以内	2.10%以内	0.35%～1.05% (4/5市補給)
氷見市技術改善 資金保証	1,000万円	7年以内	2.10%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)



保証制度のご案内

複数の借入を取りまとめたい

借換に対応した保証制度では、現在ご利用されている保証付借入を一本化し、長期で返済することにより、毎月の元金返済額を少なくし、資金繰りの安定を図ることができます。

制度名		保証限度額	保証期間	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)
県緊急経営改善 資金保証	一般枠	8,000万円	10年以内	2.00%以内	0.35%～1.05%
	小口枠	2,000万円			
富山市緊急経営基盤安定資金保証		5,000万円	8年以内	1.20%	0.35%～1.05%
高岡市緊急経営基盤改善資金保証		2,000万円	7年以内	2.10%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)
射水市緊急経営改善資金保証		1,000万円	10年以内	2.00%以内	0.35%～1.05% (4/5市補給)
氷見市緊急経営改善資金保証		1,000万円	7年以内	2.00%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)

借換保証制度の注意点

- 利用している保証制度によっては、借換の対象とならないものがあります。
- また、県・市の借換保証制度ごとに借換の対象となる保証制度は異なります。
- ご利用状況に応じた保証制度をご提案しますので、お気軽にご相談ください。

事業承継を考えている

事業を引き継ぐ方の株式や事業用資産等の取得に必要な費用に利用いただける保証制度があります。会社間での事業承継（M&Aなど）や、親族内・親族外（従業員など）への事業承継など、様々なケースでご利用いただけます。引き継ぐ方が事業を営んでいなくても、ご利用できる制度もあります。

※貸付利率は全て金融機関所定の利率です

	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率 (年率)
経営者保証を 不要に	事業承継特別保証	2億8,000万円	10年以内	0.45%～1.90% ガバナンス体制の整備に関する チェックを受けた場合 0.20%～1.15%
経営者保証不要 の融資に借り換 える	経営承継借換関連保証	2億8,000万円 (別枠)	借換資金 10年以内	0.45%～1.90% ガバナンス体制の整備に関する チェックを受けた場合 0.20%～1.15% (特別小口保険0.70%)
株式・事業用 資産の買取等に	経営承継関連保証	2億8,000万円 (別枠)	運転：10年以内 設備：15年以内	0.45%～1.90% (特別小口保険0.70%)
後継者が個人 で承継する際に	特定経営承継関連保証	2億8,000万円	運転：10年以内 設備：15年以内	0.45%～1.90% (特別小口保険0.70%)
M&Aによる 事業承継に	経営承継準備関連保証	2億8,000万円 (別枠)	運転：10年以内 設備：15年以内	0.45%～1.90% (特別小口保険0.80%)
従業員等が個人 で承継する際に	特定経営承継準備関連保証 ※事業を営んでいない方が対象です	2億8,000万円	運転：10年以内 設備：15年以内	1.15%

事業承継、どう進めたらいい？

○当協会は、事業承継の専門的な公的機関である、「富山県事業承継・引継ぎ支援センター」や「富山県よろず支援拠点」と連携しています。事業承継について具体的なサポートが必要な場合には、公的支援機関を紹介いたします。

取扱期間：令和11年3月31日まで

モニタリング強化型特別保証

中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携して、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び信用保証協会に経営状況等を報告する制度です。経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、金融機関及び信用保証協会による適時・適切な経営支援等に繋げることを目的としています。

令和9年3月31日まで

毎月のモニタリングで

経営状況の変化の予兆を見逃さない！

お得な保証料率

保証料の **1/2** 相当を補助

事業者負担 **0.23%~0.95%**

保証対象

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する中小企業者。
※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限りま。

保証限度額

2億8,000万円（組合等4億8,000万円）

対象資金

事業資金（運転資金・設備資金）

貸付利率

金融機関所定利率

保証期間

一括返済：1年以内
分割返済：10年以内
（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）

信用保証料率

令和8年3月16日から令和9年3月31日までに保証申込した場合、保証料の1/2相当を国が補助します。



区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しません。

※条件変更保証料は補助対象外です。

※事業者選択型経営者保証非提供制度の対象ですが、上乗せ分の保証料については補助対象外です。

保証申込時に必要な書類について

保証申込の際は、以下の書類を作成またはご準備願います(一部、金融機関にて作成していただく書類が含まれます)。

	書類名	留意事項	資金用途		
			運転	設備	
通常申込時に必要な基本書類	信用保証依頼書	保証申込の都度必要です。 ※「信用保証依頼書」は金融機関にて作成していただきます。			
	信用保証委託申込書				
	保証人等明細				
	申込人(企業)概要				
	商業登記簿謄本(写)	保証申込の都度必要です。			
	印鑑証明書(写し可)	初めてご利用いただく際に提出してください。 申込人(法人・個人)および連帯保証人について、最近3か月以内のものが各1通必要となります。			
	金融機関取引状況	保証申込の都度必要です。			
	個人情報の取扱いに関する同意書 【包括同意】	初めてご利用いただく際に提出してください。 ・経営者保証免除の場合も必要です。 ・物上保証人の場合も必要です。 ・既に提出済みの場合は不要です。			
	確定申告書(決算書)(写)	直近2期分が必要です。個別注記表の有無もご確認ください。			
	残高試算表	決算期から6か月以上経過している場合に必要です。			
	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	経営者保証を提供する際、金融機関より説明を受けてください。			
各種 経営者保証免除対応確認書	経営者保証を不要とする場合に必要です。 利用する制度や取扱いによって書類は異なります。				
必要に応じて提出していただく書類	許可証(写)	許可等が必要な業種を営む場合に必要です。			
	工事受注状況表	建設関連業種の場合に必要です。			
	納税証明書(写し可)	制度によって、県、市役所、町村役場発行のものが 必要です。			
	設備資金	見積書または売買契約書、 建築請負契約書等(写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要です。		
		建築確認申請書または確認通知書等	建物の建築の場合に必要です。		
		建物賃貸借契約書(写)	不動産賃借による開業資金の場合や、賃借不動産 に係る建物の新築、増改築の場合に必要です。		
		承諾書(家主)	賃借不動産に係る増改築等の場合に必要です。		
不動産担保明細書 (不動産謄本、公図、地図)		金融機関設定(根) 抵当権を条件担保とする場合に 必要です。			
固定資産税評価証明書		不動産担保条件で、担保物件(土地)が路線価の ない場所の場合に必要です。			

ご利用になる保証制度によって必要な書類に違いがあるほか、審査の過程で追加資料のご提出をお願いする場合がございますので、ご了承ください。不明な点はお気軽にご質問ください。

ご相談・お問合せ窓口

代表電話 076-423-3171

保証推進部

保証業務課

TEL : 076-423-3178
FAX : 076-493-0829

業務企画、決算書財務入力、
保証書発行、各種報告書受理

保証課

TEL : 076-423-3176
FAX : 076-493-0829

保証・条件変更の申込・審査

経営支援室

創業支援課

TEL : 076-403-5816
FAX : 076-493-0829

創業に係る保証、審査、
保証相談、創業支援

経営サポート課

TEL : 076-403-5816
FAX : 076-493-0829

特定保証先企業に係る保証、審査、
保証相談、経営支援、再生支援

WEBからも
ご相談いただけます



ホームページ

最新情報は当協会ホームページ
にてご確認ください

<https://cgc-toyama.or.jp/>

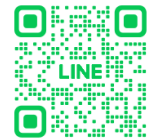


富山県信用保証協会



LINE公式アカウント

保証制度や各種イベントなど
のお役立ち情報をお届けします。
ぜひお友達登録をお願いします。



〒930-8565
富山市総曲輪2丁目1番3号
富山商工会議所ビル内



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

令和8年4月発行